

3. 次年度以降の取り組みについて

まちづくり誘導計画策定後の地域の取り組みについて意見交換しました。
 以下は、参加者の皆さんから出された意見をまとめたものです。

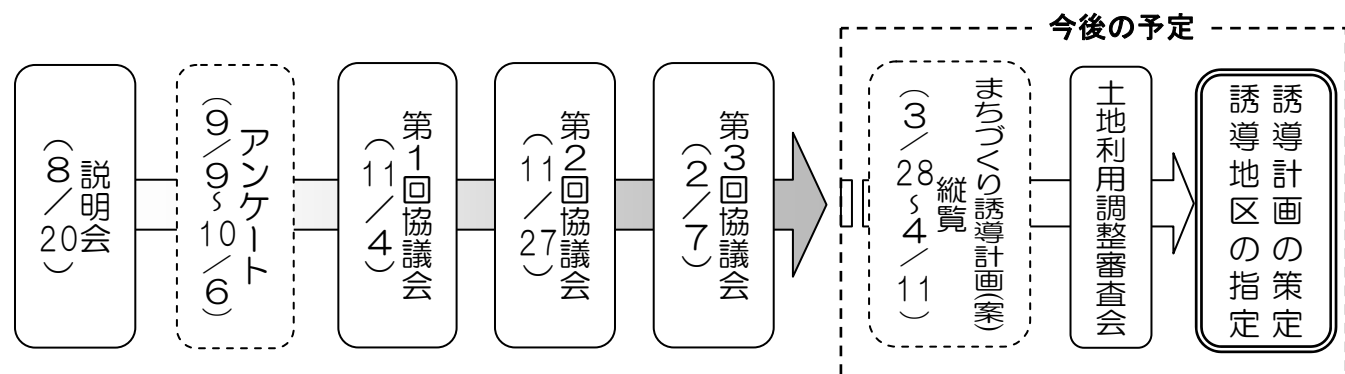
- ・ まちづくりの目標を実現するためには、建物の高さなどの数値基準のある地区計画の策定を検討していくべきではないか。
- ・ 地区内の通過交通の規制・スピード抑制について検討していくべきではないか。
- ・ 子育て支援への積極的な参加、子供と高齢者の交流など福祉についても検討していくべきではないか。

4. 今後の予定等

今後の予定

今後は、以下のような流れで本宿町地区における「まちづくり誘導地区」の指定に向け、取組を進めていく予定です。

なお、3月28日からまちづくり誘導計画（案）を縦覧していますので、地区関係者の皆さまにおかれましては、計画内容をご確認下さいますようお願いいたします。



ホームページ公開のお知らせ

まちづくりニュースは、市のホームページでもご覧になることができます。
 （ホームページの開き方は、以下の要領を参照ください）
 なお、ホームページだけでなく、市役所計画課の窓口でも閲覧ができます。

<ホームページの開き方>

- 1 インターネット上で府中市のホームページを開く。
府中市のホームページアドレス
<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
- 2 トップページから、『市政を身近に』を選択する。
- 3 「計画」を選択する。
- 4 「府中市まちづくり推進事業」を選択する。
- 5 「本宿町地区」を選択する。

発行・問合せ：府中市都市整備部計画課
 〒183-8703
 東京都府中市宮西町2丁目24番地
 電話：042-335-4431（直通）
 FAX：042-335-0499
 Mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

本宿町地区まちづくりニュース 第3号

平成23年4月発行

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
 今回のまちづくりニュース第3号では、2月7日に開催されました第3回協議会の結果、まちづくり誘導計画（案）の縦覧及び今後の予定についてお知らせいたします。

1. 第3回協議会を開催しました。

第3回協議会では、これまでの説明会や協議会、住民アンケートの結果を踏まえて市が作成しましたまちづくり誘導計画（案）と次年度以降の計画の取り組みについて意見交換を行いました。

開催日時 平成23年2月7日（月） 18:30～
 開催場所 西府文化センター2階 会議室
 出席者 7名
 説明内容
 (1) グループディスカッション
 ・ 本宿町地区まちづくり誘導計画（案）について
 ・ 次年度以降の取り組みについて
 (2) 今後の予定について



2. まちづくり誘導計画（案）

まちづくり誘導地区の位置と区域

まちづくり誘導計画を策定する位置と区域は、右図のとおりです。
 この区域内を「沿道商業地区」、「中層住宅地区」、「低層住宅地区」、「沿道住宅地区」に区分し、それぞれの地区について、まちづくりの実現に向けた方針を示しています。

凡 例	
	まちづくり誘導地区
	沿道住宅地区
	中層住宅地区
	低層住宅地区
	沿道商業地区

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）22都市基街第178号、平成23年3月8日」
 「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）22都市基交第550号」
 「この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ（株）が著作権を有しています。（承認番号：17東デ共許第015号-20）」



まちづくり誘導計画（案）

この誘導計画（案）を市役所7階計画課で縦覧します。

縦覧期間：平成23年3月28日（月）～4月11日（月）

※この計画（案）に意見のある方は4月18日（月）までに市長に意見書を提出できます。

送付先は、4ページの問合せ先まで

※網掛け下線の部分は、第3回協議会等の意見を踏まえて修正を行った箇所です。

名称	本宿町地区まちづくり誘導計画	
位置及び区域	府中市本宿町一丁目の一部及び二丁目の一部 西側：主要地方道18号（府中所沢線） 東側：市道6-3号	面積 約11.1ha 北側：一般国道20号（甲州街道） 一般都道第229号（旧甲州街道） 南側：JR南武線
まちづくりの目標	<p>本地区は、府中市の西側に位置し、府中所沢線、甲州街道、旧甲州街道、市道、JR南武線に囲まれた地区である。本地区は、幹線道路沿道の中高層建築物や、地区中央部の戸建て住宅など様々な土地利用がなされている。また、行き止まりや狭い道路が多く、緊急車両の進入が妨げられることが危惧される。さらに、老朽化したブロック塀の倒壊により、災害時における避難経路の封鎖も危惧される。</p> <p>また、緑の維持・保全・創出、幹線道路の歩道における安全性の確保、防犯への取り組みなどの課題がある。</p> <p>これらのことから、本地区では、安全・安心で周辺環境に配慮した土地利用を誘導し、<u>静か</u>でゆとりある住環境とゆたかな緑地環境の維持・保全をするとともに、誰もが住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めていくことを目標とする。</p>	
まちづくり方針	<p>1 土地利用の方針 安全・安心で居住環境・緑地環境に配慮したまちづくりを進めていくため、次のとおり地区を4つに区分し、それぞれにふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p><沿道商業地区、沿道住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅地の居住環境に配慮するとともに、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能と集合住宅の調和を目指した土地利用を図る。 <p><中層住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅地の居住環境に配慮するとともに、集合住宅と戸建て住宅が調和した、緑ゆたかで良好な居住環境を目指した土地利用を図る。 <p><低層住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の居住環境の維持・保全、安全・安心な市街地形成を目指し、緑ゆたかな、ゆとりある居住環境を目指した土地利用を図る。 <p>2 地区施設の整備及び維持・保全の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 府中所沢線など整備済みの幹線道路については、歩行者と自転車の分離や既存樹木の管理、<u>路面改修による騒音対策、バリアフリー化</u>など安全・快適な道路環境の整備、維持・保全に努める。また、未整備路線については、整備促進に努める。 歩道の拡幅、<u>隅切りの整備</u>など安全・安心な道路環境の整備に努め、バリアフリー化の推進に努める。 <u>道路の拡幅や生け垣等による緑化など、市の助成事業の活用により地区内の整備に努める。</u> 通過交通の排除やスピード抑制、<u>カーブミラーの増設</u>など、安全な歩行者環境の確保に努める。 公共空間における緑化の推進や道路の透水性舗装、保水性舗装など、地球環境に配慮した地区施設の整備に努める。 地区内の防災性向上のため、行き止まり道路の解消に努めるとともに、建築物更新等に合わせた道路拡幅を図っていく。<u>また、災害時の避難を円滑にするため、避難誘導標識の設置に努める。</u> 地域の防犯強化のため、必要に応じ街路灯の追加設置を進める。 <p>3 建築物等の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある居住環境や、安全・安心な市街地を形成するため、建築物の高さや敷地規模、壁面の位置、工作物等についての誘導方針を定める。 生け垣や花壇等による敷地内の緑化や、太陽エネルギーをはじめとする自然エネルギーの活用、<u>建築物の省エネルギー化</u>など、地球環境に配慮した取組の推進に努める。 	

土地利用に関する事項	<p><沿道商業地区、沿道住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能や集合住宅を基本とした土地利用とする。 <p><中層住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅や集合住宅を基本とした緑ゆたかな住宅地としての土地利用とする。 <p><低層住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅や小規模の集合住宅を基本とし、<u>既存の生垣や宅地内の緑を生かした</u>緑ゆたかな住宅地としての土地利用とする。
地区施設の配置及び整備に関する事項	<p>地区施設の配置と規模</p> <p>（道路） 府中市計画道路3・3・8号府中所沢線（幅員28m、整備済み） 府中市計画道路3・4・1号甲州街道線〔甲州街道〕（幅員18m、一部整備済み） 生活道路（現況幅員1.85m～7.52m、将来的に4m以上とする）</p> <p>（広場） 本宿町広場</p> <p>（街路灯） 街路灯の照度は東京都の基準等を参考にする。 <u>（交通安全施設）</u> <u>必要に応じ、カーブミラー、避難誘導施設の設置を検討する。</u></p>
建築物及び工作物等に関する事項	<p><地区全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある居住環境を維持する敷地規模の確保に努める。 道路に面する塀などは、地震などによる倒壊の影響を最小限にするため、基礎の部分を低くし、上部を生垣又は透過性のあるフェンスとするよう配慮する。 建築物等の形態・色彩は、周辺の環境と調和したものとする。 敷地内はできる限り緑化を行うよう努める。 建築物の耐震化・不燃化に努める。 <p><沿道商業地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能や集合住宅を基本とする。 建築物の高さは、周辺の低中層住宅地への影響に配慮したものとし、沿道の建築物より著しく突出しないよう配慮する。 道路に面した壁面の位置の連続性や、隣棟間隔の確保に努める。 府中市計画道路3・4・1号の未整備区間に接する敷地は、未整備区域を歩道状空地として整備する。 看板や広告はまちなみ景観に配慮した形態・色彩とする。 <p><沿道住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能や集合住宅を基本とする。 建築物の高さは、周辺の低中層住宅地への影響に配慮したものとし、沿道の建築物より著しく突出しないよう配慮する。 道路に面した壁面の位置の連続性や、隣棟間隔の確保に努める。 看板や広告はまちなみ景観に配慮した形態・色彩とする。 <p><中層住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、戸建て住宅や集合住宅を基本とする。 建築物の高さは、周辺と調和した高さとする。 日照や風通しに配慮し、隣棟間隔の確保に努める。 <p><低層住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途は、戸建て住宅や小規模の集合住宅を基本とする。 建築物の高さは、周辺と調和した高さとする。 日照や風通しに配慮し、隣棟間隔の確保に努める。